

## **[事案 24-107] 契約内容変更請求**

・平成 25 年 3 月 29 日 和解成立

### **<事案の概要>**

クーリング・オフができるとの誤説明を受けたことにより減額手続を行ったとして、減額手続の取消しを求めて申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 12 年 7 月に積立利率変動型終身保険に加入したが、平成 24 年 1 月に保険料を減らす方法を相談したところ、「保険金は半分になり月払の保険料が半額になる（減額）」「クーリング・オフができる」「とりあえず押印してほしい」と勧められたため手続を行ったが、その日の帰り際に、「2000 万円の保障が 1200 万円になり今後保険料を支払わないですむ方法がある（払済）」と言われたことから、その方法に興味を持ち説明を求めたところ、「詳細は会社に戻って調べてから連絡する」「クーリング・オフもできるから、とりあえず書類は持ち帰る。（減額から払済への手続変更は）私の方で直すこともできる」とのことであった。しかしながら、その後連絡がなく、保険証券が到着して保険金の減額手続が行われたことが分かったため、クーリング・オフを申し出たところ、それはできないと言われた。クーリング・オフができるとの説明により減額手続書類を作成したのであるから、減額手続を取消して元の契約に戻してほしい。

### **<保険会社の主張>**

申立人から保険料を減らす方法につき相談を受けた募集人が、本件契約につき、①保険金の減額、②払済終身保険への変更という 2 つの方法を案内し、①を選択された場合の解約返戻金、②を選択された場合の払済後の保険金額を提示したところ、申立人は、①保険金の減額を希望したため、①の手続を行ったものであり、減額の手続につき、クーリング・オフの適用があるとは説明していないので、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理を行ったところ、紛争の早期解決の観点から、保険会社より和解案の提示があり、申立人の同意が得られたので、和解契約書の調印をもって解決した。